

住民票に旧姓を併記する手続きを済ませられた方へ

長崎市での印鑑登録の取扱いについて

- ◎ 旧姓を使用した印鑑でも、印鑑登録することができます。
ただし、登録する印鑑は、ひとり1個です。
- ◎ 印鑑証明書に、従来からの記載項目（印影、住所、氏名、生年月日）に加えて、旧姓が記載されます。

Q. 現在の姓の印鑑で登録しています。
旧姓の印鑑に変更したいのですが…。

A. 旧姓併記の手続きをされた姓の印鑑であれば登録可能です。
ただし、現在の印鑑登録を廃止し、改めて印鑑登録の手続き（有料）が必要です。

Q. 姓を変更する戸籍届と同時に旧姓併記の手続きをすれば、旧姓の印による印鑑登録は、そのままいいですか？

A. 旧姓併記の手続きには現在の姓が記載された戸籍謄本が必要であり、戸籍届と同時に提出できません。
また、戸籍届が受理され、住民票の姓が変更となった時点で旧姓の印による印鑑登録は廃止となります。

（長崎市印鑑条例第12条第1項第4号）

このため、旧姓の印を継続してお使いになる場合も、改めて印鑑登録の手続き（有料）が必要です。

（ご注意ください!!）

- ◎ 旧姓を変更・削除した場合は、変更前・削除前の旧姓を使用した印鑑での登録は、廃止となります。
- ◎ 旧姓の記載（変更、再記載含む）後の印鑑登録・証明に係る申請書等には、氏名欄に旧姓も記載してください。例：中央 花子（旧姓 長崎）

印鑑登録の方法など、詳しくは 長崎市中央地域センター
住民記録係までお尋ねください。☎095-822-8888（あじさいコール）